

戸田市告示 第154号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第2項の規定に基づき、次の通り指定した。

令和8年4月1日

戸田市長 菅原 文仁

- 1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地
  - (1) 名 称 三菱UFJニコス株式会社
  - (2) 所 在 地 東京都文京区本郷3丁目33番5号
- 2 指定納付受託者を指定した日  
令和8年4月1日
- 3 指定納付受託者に納付させることのできる歳入の種類  
市民税・県民税・森林環境税、法人市民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、保育料、介護保険料、後期高齢者医療保険料
- 4 指定納付受託者を指定する期間  
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで